

川崎市病院局経営会議設置要綱

3川病経第1711号
令和4年3月31日管理者決裁

(目的)

第1条 川崎市病院事業の運営方針について審議等を行うことを目的として、川崎市病院局経営会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 病院事業の運営方針に関すること。
- (2) 病院事業の意見調整、課題解決等に関すること。
- (3) その他病院事業管理者が特に必要と認める事項。

(構成)

第3条 会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 会議の議長は、病院事業管理者をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、原則毎月1回定例的に開催する。ただし、病院事業管理者が必要と認めるときは随時開催するものとする。

2 前条に掲げる者のほか、病院事業管理者が必要と認める場合は、臨時に関係職員を出席させることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、病院局経営企画室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、病院事業管理者がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(川崎市病院局経営調整会議設置要綱の廃止)

2 川崎市病院局経営調整会議設置要綱（平成26年4月1日17川病経第923号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

役職名
病院事業管理者
病院局長
病院局総務部長
病院局総務部庶務課長
病院局総務部庶務課の看護調整を担当する担当課長
病院局経営企画室長
病院局経営企画室の経営企画を担当する担当課長
病院局経営企画室の経理を担当する担当課長
病院局経営企画室の多摩病院運営管理を担当する担当課長
病院局経営企画室の病院施設整備を担当する担当課長
川崎病院長
川崎病院担当理事
川崎病院副院長
川崎病院救命救急センター所長
川崎病院事務局長
川崎病院患者総合サポートセンター副所長

井田病院長
井田病院担当理事
井田病院副院長
井田病院救急センター所長
井田病院事務局長